

令和 7 年 5 月 1 日

1 学年保護者の皆様へ

沖縄県立本部高等学校長
(公印省略)

令和 7 年度奨学のための給付金（一部支給）に関する手続きについて

生活保護受給世帯及び住民税（道府県民税及び市町村民税）所得割額非課税世帯を対象に、授業料以外の教育費負担の軽減を図ることを目的に奨学のための給付金が支給されることとなりました。

当該制度は、**返還不要の給付金**で、卒業後に返還が必要な奨学金や授業料と相殺される就学支援金とは別制度です。

給付を受けるためには申請が必要ですので、別紙支給対象に該当する保護者等は、下記のとおり申請をお願いいたします。

なお、保護者等の委任がある場合には、給付金を代理受領し、保護者等が授業料以外に負担する教育費（学校取扱金等）に充てることが可能です。詳細は下記担当へお問い合わせください。

なお、全学年を対象とした通常申請について 7 月ごろ案内をいたします。

記

1. 給付対象者：
 - ①生活保護（生業扶助）受給世帯
 - ②道府県民税及び市町村民税所得割非課税世帯
 - ③離職等の家計急変により②と同程度の収入であると見込まれる世帯
2. 提出書類：2 枚目【沖縄県高等学校等奨学の為の給付金（新入生用）】参照
3. 提出期限：**令和 7 年 5 月 16 日（金）**
※提出が遅れる場合は連絡ください。
4. 提出先：本部高校事務室
5. 留意事項
 - (1) 正当な理由がなく提出期限までに申請しないときは、給付金を受けられなくなります。
 - (2) 生活保護の受給状況や扶養者の状況は 4 月 1 日現在を基準とします。
（新入生に対する一部給付及び家計急変世帯への支援）

＜沖縄県外に在住の方＞

この制度は、保護者等が住所を有する都道府県から給付する制度となっていますので、該当する場合は、お住まいの都道府県教育委員会にお問い合わせください。

＜問い合わせ先＞ 本部高等学校 事務室 平良 TEL：0980 - 47 - 2418

沖縄県高等学校等奨学のための給付金（新入生用）

（返還不要）

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に、「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」があります。

通常の申請時期は7月ですが、希望する新入生の保護者等に対しては、前倒しで一部給付（4～6月分）を行います。

<一部給付の支給要件>

4月1日時点において、次の要件をすべて満たしている方が対象となります。

- (1) 保護者等（親権者）の道府県民税及び市町村民税所得額が非課税（家計急変の場合は非課税相当）または生活保護受給世帯
- (2) 保護者等（親権者）が、沖縄県内に在住している
- (3) 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学している

保護者等が沖縄県外に在住している場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせ下さい。



○支給予定額（返還の必要はありません） ※国公立高校の場合

世帯状況		4～6月分	7～3月分	合計額
生活保護受給世帯（生業扶助受給世帯）※家計急変は除く		8,075 円	24,225 円	32,300 円
非課税世帯	通信制課程以外の課程に在籍する第1子	35,925 円	107,775 円	143,700 円
	通信制・専攻科課程に在籍	12,625 円	37,875 円	50,500 円

※ 7～3月分は、7月の申請により振り込みます（再申請が必要）。

○提出書類【様式は学校 HP からダウンロード又は事務室で配布しております。】

- ①高校生等奨学のための給付金受給申請書（様式1）
 - ②令和6年度（所得）課税証明書又は生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式2）
 - ③債権・債務者登録申出書（別添様式） ※申請者以外の口座に振り込む際は依頼書が必要
 - ④振込口座の通帳の写し
 - ⑤委任状（給付金の代理受領等を委任する場合のみ）（様式8）
 - ⑥同意書（就学支援制度の関係書類を利用することについて同意した場合）
- ※家計急変については、⑦～⑨についても提出ください。

⑦保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類

離職票、雇用保険受給資格者証等 破産宣告通知書・廃業等届出書のいずれか
死別・離婚の場合は、戸籍謄本等の離婚等の事実が確認できる書類

⑧家計急変前・家計急変後の収入を証明する書類

給与所得者・・・【家計急変前の収入】令和6年度所得課税証明書（写可）
【家計急変後の収入】会社作成の給与見込証明書、直近の給与明細書3か月以上、源泉徴収票等
営業所得者・・・【家計急変前の収入】令和6年度所得課税証明書（写可）
【家計急変後の収入】税理士又は公認会計士の作成した証明書類、確定申告書の写し等

⑨保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認する書類

扶養親族分の健康保険証（資格確認書）の写し又は扶養親族の記載が省略されていない所得課税証明書（全項目証明書）

※定年退職などは、家計急変の対象となりません。

※生活保護の生業扶助の受給者は、家計急変の対象となりません。

※状況に応じて追加書類の提出をお願いすることがあります。

○問い合わせ先 本部高等学校 事務室 担当者 平良 TEL：0980-47-2418